

農地法第3条の規定による許可申請書

●●●●年 ●月 ●日

福山市農業委員会会長様

当事者

<譲渡人>

住所

福山市■■町●丁目▲番▲号

名前

広島 次郎

<譲受人>

住所

福山市○○町□丁目△番△号

名前

福山 太郎

登記名義人と渡人の住所・名前が異なる場合は、戸籍・住民票などを添付してください。

所有者が変わる場合「所有権」を「移転」
有償の貸し借りは「賃借権」を「設定」
無償の貸し借りは「使用貸借権」を「設定」

次の農地（採草放牧地）の（に）「所有権」を「移転」したいので、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により許可を申請します。

1 当事者の年齢等及び許可を受けようとする土地の状況等

当事者	年齢	職業	連絡先 電話番号	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	在留期間及 び在留期間 の満了の日	認定経営発 展法人（該当 する場合○）
譲受人	40	農業・会社員	090-△△△△-△△△△	日本			

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者名前 (名称)	耕作者		備考
		登記簿	現況			名前(名称)	利用権原	
○○町大字○○	100-1	田	田	500㎡	広島 次郎	同左	所有権	
〃	100-2	田	畑	500㎡	〃	〃	〃	
〃	100-3	田	畑	500㎡	〃	〃	〃	
以下余白								
④ 計 1,500 ㎡ (田 1筆 500 ㎡、畑 2筆 1,000 ㎡、採草放牧地 筆 ㎡)								

2 土地の引渡しの時期 ○○○○年 ○月 ○日

「許可後」など

福農委指令第 号

申請のとおり許可します。

年 月 日

福山市農業委員会会長

理由(条件)

[教示]

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福山市を被告として（訴訟において福山市を代表する者は、福山市農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

受人は、経営面積の規模を拡大したいと考えており、居住地からも近いので購入することにした。
渡人は、高齢で耕作困難となり、後継者もないことから譲り渡すことにした。

「許可後」など
所有権移転の場合「永年」
賃借権設定の場合「〇年間」
使用貸借権の設定の場合「〇年間」、「期限を定めない」など

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容（権利の内容欄は該当箇所には〇をすること。）

申請に係る権利の内容	<input checked="" type="radio"/> 所有権移転	<input type="radio"/> 賃借権設定	<input type="radio"/> 使用貸借による権利の設定	<input type="radio"/> その他（ ）
権利の設定又は移転の時期	〇〇〇〇年〇月〇日	権利の存続期間	永年	
売買価格又は賃借料	1,000,000 円			

賃借権の設定の場合は、年額で記載してください。

5 権利を設定し、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらのものが権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

当事者の耕作地等の状況	譲受人等							譲渡人等			
	所有地			所有地以外の土地			経営地	自作地	借入地	貸付地	非農耕地
区分	自作地	貸付地	非耕作地	借入地	貸付地	非耕作地	①+④	⑦	⑧	⑨	⑩
地目	①	②	③	④	⑤	⑥	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)
田								500			
畑	300						300	1,000			
樹園地											
計	300						Ⓑ 300	1,500			
採草放牧地											

受入について、本件の申請前時点の耕作面積を記載してください。

渡人について、本件の申請前時点の耕作面積を記載してください。

非耕作地

土地の所在	地番	所有・借入の別	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
<p>受人が非耕作地を所有し添付している場合は、記載してください。 理由欄には、耕作していない理由を記載してください。 正当な理由なく耕作されていない場合は許可できないことがあります。</p>						

6 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地	採草放牧地	必要な農作業期間
作付（予定）作物	水稻	野菜			3 月 ~ 12 月
権利取得後面積 Ⓐ+Ⓑ	500 ㎡	1,300 ㎡	㎡	㎡	

受人の現在の耕作面積に加えて、この申請により権利移転する農地の作付予定を記載してください。

7 権利を取得しようとする者及びその世帯員（構成員）の農業従事の状況及び雇用労働力に対する依存の状況（法人にあっては、その法人の農業経営に係る労働力の状況）

	名前	年齢	続柄	職業	農作業経験	農作業従事日数	備考
本人 世帯員 (構成員)	福山 太郎 花子	40 40	本人 配偶者	会社員 会社員	農作業歴15年 農作業歴 3年	200日 150日	
農業に関わる世帯員について受入を含めて記載してください。							年間の従事予定日数を記載してください。
常 雇							
農作業委託 季節雇 臨時雇	年間延べ 人						
農作業に従事する者の住所・拠点となる場所等から、権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間						自宅から車で5分	

8 配置の状況

(所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合に、市町村別に記載してください(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください)。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載する)

市町	名前	住所地、拠点となる場所等
岡山県笠岡市	福山 太郎	福山市の自宅

9 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の農機具並びに家畜の保有状況

種類	大 農 機 具					家 畜
	トラクター	耕運機	田植え機	コンバイン	草刈り機	
確保済み数量	1	1	1	1	1	耕運機、トラクター、田植え機、コンバインなど現在所有しているものと、今後導入予定のものを記載してください。
導入予定数量					1	
導入のための資金繰り：						

10 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(様式第1-1号 別紙2)に記載し、添付する。

11 信託契約の内容（農地法第3条第2項第3号関係）

信託の引受による権利の取得： 有 ・ 無

12 転貸が認められる場合への該当の有無（農地法第3条第2項第6号関係）

転貸による権利の取得： 有 ・ 無

13 周辺地域との関係 (法第3条第2項第7号関係)

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響。

- ① 権利を取得する田(畑)は、これまで水田(畑)として利用されており、取得後も同様に水田(畑)として利用します。
- ② 地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。
- ③ 地域農業の話し合いに参加し、水路・農道・ため池などの維持管理作業に協力します。
- ④ 地域農業の慣行を尊重し、周辺の利用に支障が生じないように耕作します。

14 その他参考となるべき事項

この申請に対する照会に回答する者の連絡先の住所、名前及び電話番号

住 所	〒720-xxxx 福山市○○町□丁目△番△号	名 前	福 山 太 郎
電話番号	(090) △△△△-△△△△	<input checked="" type="radio"/> 自宅・勤務先 (名称)	

- 注 1 「自宅・勤務先」は、いずれかに○をすること。
 2 照会に回答する者が法人の場合は「名前」に担当者名、「名称」に法人名を記載すること。